

広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例をここに公布する。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第4号

広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の休日を定め、併せて企業団の行政庁に対する申請等の期限の特例を定めるものとする。

(企業団の休日)

第2条 次の各号に掲げる日は、企業団の休日とし、企業団の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、企業団の休日に企業団の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第3条 企業団の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが企業団の休日に当たるときは、企業団の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。